

農薬の適正使用等の総合的な推進

【消費・安全対策交付金 2, 048 (2, 096) 百万円の内数】

対策のポイント

農薬使用者等への農薬の適正使用・管理の徹底に向けた取組、農薬の飛散・農産物等への残留調査及び飛散防止技術等の効果を確認する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・営農形態が多様化する中で、農薬を適正かつ安全に取り扱い、農産物の安全を確保するためには、農薬使用者等への農薬の適正使用等の指導及び知識の向上や、農薬適正使用アドバイザー等の人材育成が必要です。
- ・また、農薬の飛散防止対策等を適切に行うためには、生産現場における農薬の使用実態と残留状況を把握することが重要です。
- ・さらに、農薬の残留基準値超過等の問題が発生した時には、その原因究明及び再発防止策の現地導入が必要となります。

政策目標

安全な農薬の供給及び適正な使用の確保を通じた農畜水産物の安全の確保

<内容>

1. 事業内容

農薬の適正使用・管理の徹底に係る以下の取組等を支援します。

(1) 農薬の適正使用・管理の指導・人材育成

農薬の適正な使用・管理・販売を推進するため、農薬使用者等を対象とした講習会等の啓発活動の実施、適正な農薬使用の指導・普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成

(2) 農薬残留確認調査の実施

農薬の飛散による周辺農作物への残留状況及び飛散防止技術の効果を確認することなどを目的とした農産物及び土壌等の残留濃度の測定及び分析機器の整備

(3) 実態把握や原因究明

農薬の残留基準値超過等の問題が発生した場合、その原因究明及び再発防止策等を実施するため、土壌調査やモニタリングによる実態把握、残留防止対策等を検証

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率

定額（1/2以内）

4. 事業実施期間

平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局農産安全管理課（03-3501-3965）]